

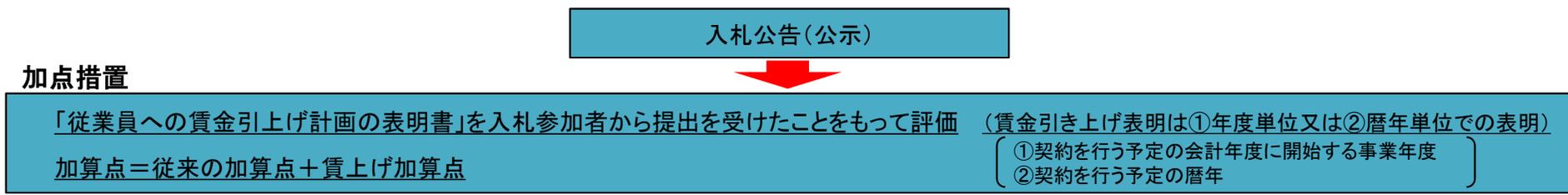
# 総合評価落札方式における賃上げを実施する 企業に対する加点措置について

令和4年1月  
国土交通省 関東地方整備局  
港湾空港部

- ◆総合評価落札方式の評価項目に賃上げに関する項目を設けるにあたり、賃上げ実施企業に対して当局の加点の考え方を工事・業務毎に示したものです。
- ◆令和4年1月15日以降に公告し、令和4年4月1日以降に契約を締結する、総合評価落札方式による調達に適用するものです。
- ◆詳細は個別の入札説明書等を参照してください。

- 適用対象: 令和4年4月1日以降に契約を締結する、総合評価落札方式によるすべての調達。  
(取組の通知を行った時点で既に公告を行っている等の事情のあるものはのぞく)
- 加点評価: 事業年度または暦年単位で従業員に対する目標値(大企業:3%、中小企業等:1.5%)以上の賃上げを表明した入札参加者を総合評価において加点。加点を希望する入札参加者は、賃上げを従業員に対して表明した「表明書」を提出。加点割合は5%以上。
- 実績確認等: 加点を受けた企業に対し、事業年度または暦年の終了後、決算書等で達成状況を確認し、未達成の場合はその後の国の調達において、入札時に加点する割合よりも大きく減点。

## 加点措置



落札者が賃上げ加算点で  
**加点なし**

落札者が賃上げ加算点で  
**加点あり**

## 実績確認

- 加点を受けた落札者が対象の事業年度または暦年の終了後に契約担当官等へ提出**
- ①年度単位による賃上げ表明  
法人事業概況説明書(又は税務申告の作成書類)
  - ②年単位による賃上げ表明  
給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表

## 賃上げ基準に達していない者の情報

- ・契約担当官等が各省各庁の長へ報告
- ・各省各庁の長は、財務省へ報告
- ・**財務省が調製し各省各庁の長へ通知**
- ・各省各庁の長は契約担当官等へ連絡
- ・契約担当官から対象者に減点措置の開始時期、期間を通知

## 減点措置

賃上げ基準に達していない者については、財務省から通知された日から1年間、国の総合評価落札方式の調達の全てにおいて、**加点より大きな割合の減点**

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)等において、賃上げを行う企業から優先的に調達を行う措置などを検討するとされたことを受け、総合評価落札方式の評価項目に賃上げに関する項目を設けることにより、賃上げ実施企業に対して加算点又は技術点の加点を行う。

### 1 適用対象

令和4年4月1日以降に契約を締結する、総合評価落札方式によるすべての政府調達。  
但し、令和4年4月1日以降に契約を締結する予定であっても、既に公告を行っているなどの事情があるものは対象外とする。

### 2 評価項目

以下のいずれかを入札者が選択。

- (1) 契約を行う予定の年の4月以降に開始する入札者の事業年度において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額(※)」を通知する率以上増加させる旨を従業員に表明。
- (2) 契約を行う予定の年以降の暦年において、対前年比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額(※)」を通知する率以上増加させる旨を従業員に表明。

※ 中小企業等においては、「給与総額」

### 3 評価方法

総合評価落札方式において上記2に該当する者に対して加点。加点にあたり評価者は、「従業員への賃金引上げ計画の表明書」を入札参加者から提出を受けたことをもって評価。

#### 4 賃上げ実績の確認

契約担当官等は、落札者が提出した表明書により表明した率の賃上げを実施したかどうか、当該落札者の事業年度等が終了した後、速やかに確認。なお、確認に当たっては、2(1)の場合においては、賃上げを表明した年度とその前年度の「法人事業概況説明書」の「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額を「4期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較。また、2(2)の場合は、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の「1給与所得の源泉徴収票合計表(375)」の「A俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較。

※ 中小企業等においては、比較すべき金額は、2(1)の場合は「合計額」、2(2)の場合は「支払金額」

#### 5 賃上げ基準に達していない者について

契約担当官等は、上記4の確認を行った結果、本取組により加点を受けた落札者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱している場合、四半期分をとりまとめて、毎7、10、1、4月10日までに大臣官房会計課に報告。

大臣官房会計課は、当該報告をとりまとめて、毎7、10、1、4月15日までに財務省主計局法規課に報告。財務省主計局法規課は、当該報告を受けた場合、これを調製し報告を受けた月の最終営業日までに各省各庁の長へ通知し、大臣官房会計課長は関係する契約担当官等へ連絡。

当該連絡を受けた契約担当官等は、財務省主計局法規課から通知された日から1年間、当該連絡にある賃上げ基準に達していない者が総合評価落札方式による入札に参加する場合、同者に対して、当該入札において本取組により加点する割合よりも大きな割合(1点大きな配点)の減点を行う。

- 6 国庫債務負担行為による複数年契約の次回調達における加点について  
複数年契約の2年目以降の賃上げを促すため、一部※の国債(複数年)契約では、次回調達において前回調達の2年度目以降の賃上げ実績を確認し、結果に応じて加点。  
※ 事業の同一性が確認される契約で4か年以上の国債による契約が該当
  
- 7 入札説明書等への記載について  
契約担当官等は入札説明書等に記載することにより、実施のために必要な措置を行う。
  
- 8 取組状況の確認  
財務省主計局法規課は、毎年度、各省各庁における本取組の実施状況を確認するため、必要な措置を行う。
  
- 9 その他  
契約担当官等は、本制度を効果的に実施するため、必要な確認を行うこととし、取扱いに疑義が生じた場合は、港湾空港に関するものについては、港湾局総務課(物品・役務)又は港湾局技術企画課(工事・建設コンサルタント業務等)に連絡するものとする。

配点例(工事および建設コンサルタント業務等)

(1) 工事

評価項目	評価基準	配点割合
賃上げの実施を表明した企業等	契約を行う予定の年の4月以降に開始する入札者の最初の事業年度または契約を行う予定の暦年において、対前年度または前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明【大企業】	加算点の 5%以上 の整数
	契約を行う予定の年の4月以降に開始する入札者の最初の事業年度または契約を行う予定の暦年において、対前年度または前年比で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明【中小企業等】	

(2) 建設コンサルタント業務等

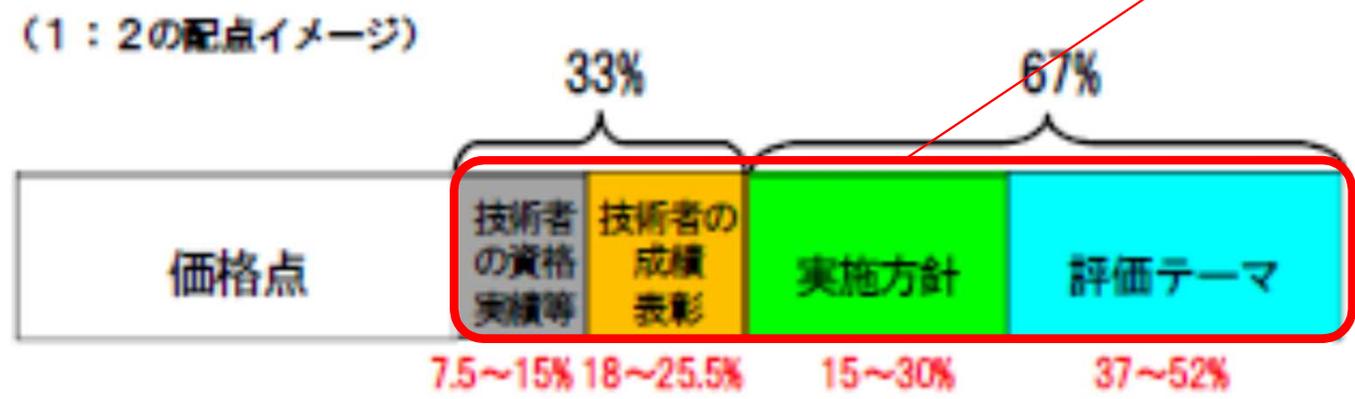
評価項目	評価基準	配点割合
賃上げの実施を表明した企業等	契約を行う予定の年の4月以降に開始する入札者の最初の事業年度または契約を行う予定の暦年において、対前年度または前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明【大企業】	技術点の 5%以上 の整数
	契約を行う予定の年の4月以降に開始する入札者の最初の事業年度または契約を行う予定の暦年において、対前年度または前年比で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明【中小企業等】	

### 【工事の場合】 除算方式

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}} = \frac{\text{標準点} + \text{加算点} + \text{施工体制評価点}}{\text{入札価格}}$$

- 標準点: 競争参加者の技術提案が、発注者が示す最低限の要求要件を満たした場合に100点を付与する。
- 施工体制評価点: 入札説明書等に記載された要求要件を実現できるかどうかを審査・評価し、その確実性に応じて付与される点数。

### 【建設コンサルタント業務等の場合】 加算方式



この部分の  
5%相当以上  
を外側に加点

## ○加点の考え方

- ・加算点合計の5%以上の整数となるよう配点

## 【現行】

### ○施工体制確認型の配点割合

技術評価点 = 標準点 (100点) + 加算点 (30~60点) + 施工体制評価点 (30点)

評価値 = 技術評価点 / 入札価格 (億円)

標準点： 競争参加者の技術提案が、発注者が示す最低限の要求要件を満たした場合に100点を付与する。

施工体制評価点： 入札説明書等に記載された要求要件を実現できるかどうかを審査・評価し、その確実性に応じて付与される点数。

## 【変更点：加点の例】

### ○技術提案評価型

・S型WTO ⇒ 4点を加点      技術評価点 = 100 + 60 + 4 + 30 = 194点  
(4点/64点 = 6.2%)

・S型 ⇒ 4点を加点      技術評価点 = 100 + 60 + 4 + 30 = 194点  
(4点/64点 = 6.2%)

### ○施工能力評価型

・施工計画重視型、I型、II型 ⇒ 3点を加点      技術評価点 = 100 + 40 + 3 + 30 = 173点  
(3点/43点 = 6.9%)

## ○加点の考え方

- ・技術評価点合計の5%以上の整数となるよう点数

## 【現行】

### ○総合評価の評価方法

技術評価点 = 技術評価点の配分点 (60点) × (技術評価の得点合計 / 技術評価の配点合計 (100~300点))

価格評価点 = 価格評価点の配分点 (20点~60点) × (1 - 入札価格 / 予定価格)

評価値 = 価格評価点 + 技術評価点

技術評価の配点合計: 簡易型 (1:1) 100点、標準型 (1:2) 200点、標準型 (1:3) 300点

価格評価点の配分点: 簡易型 (1:1) 60点、標準型 (1:2) 30点、標準型 (1:3) 20点

## 【変更点: 加点の例】

### ○簡易型 (1:1) ⇒ 6点を加点

技術評価の配点合計 = 100 + 6 = 106点

(6点/106点 = 5.6%)

### ○標準型 (1:2) ⇒ 11点を加点

技術評価の配点合計 = 200 + 11 = 211点

(11点/211点 = 5.2%)

### ○標準型 (1:3) ⇒ 16点を加点

技術評価の配点合計 = 300 + 16 = 316点

(16点/316点 = 5.06%)